

建設企業常任委員会会議記録

日 時 令和4年8月10日（水曜日）

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第5委員会室

午前10時57分 散会

付託事件

(1) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 報告事項

① 市営住宅明渡等請求訴訟の判決について

(住宅政策課)

2 出席委員（7名）

委員長	綿 引 健 君	副委員長	滑 川 友 理 君
委員	中 庭 次 男 君	委員	田 口 文 明 君
委員	鈴 木 宣 子 君	委員	小 川 勝 夫 君
委員	松 本 勝 久 君		

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（なし）

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	秋 葉 宗 志 君		
建設部長	大 和 直 文 君	建設部技監兼 建設計画課長	上 田 航 君
建設部技監兼 道路建設課長	松 葉 光 隆 君	建設部技監兼 生活道路整備 課 長	有 金 正 義 君
建設部技監兼 河川都市排水 課 長	大 山 裕 己 君	建設部技監兼 土木補修事務 所 長	川 又 弘 一 君
建設部技監兼 内原建設事務 所 長	谷 萩 幸 治 君	道路管理課長	丹 治 雅 人 君
建築課長	大 和 田 聡 君		
都市計画部長	加 藤 久 人 君	都市計画部技監兼 泉町周辺地区 開発事務所長	大 森 幹 司 君
都市計画課長	平 澤 俊 之 君	建築指導課長	井 原 孝 志 君
公園緑地課長	鶴 井 昭 宏 君	市街地整備課長	小 田 切 幸 司 君
住宅政策課長	砂 川 和 敏 君		

上下水道事業 管 理 者	荒 井 宰 君			
水 道 部 長	木 村 勤 君	水道部参事兼 水道総務課長	関 谷 勇 君	
水道部参事兼 経 理 課 長	梶 山 哲 君	水道部技監兼 給 水 課 長	梶 山 学 君	
水道整備課長	杉 山 健 一 君	浄水管理事務 所 課 長	林 忠 勝 君	
下 水 道 部 長	坏 貴 之 君	下水道部参事兼 下水道管理課長	鬼 澤 英 一 君	
下水道整備課長	小 田 博 之 君	集落排水課長	久 木 崎 隆 君	
下 水 道 施 設 管理事務所長	渡 邊 基 弘 君			
6 事務局職員出席者				
法制調査係長	武 田 侑 未 子 君	書 記	昆 節 夫 君	

午前10時 0分 開議

○綿引委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから建設企業委員会を開会いたします。

この際、御報告いたします。本日、一般傍聴人4名がお見えになりますので、よろしく願いいたします。

[傍聴人入室]

○綿引委員長 それでは、これより議事に入ります。

初めに、報告事項の説明を行います。

市営住宅明渡等請求訴訟の判決について、執行部から説明をお願いいたします。

砂川住宅政策課長。

○砂川住宅政策課長 おはようございます。住宅政策課です。

それでは、市営住宅明渡等請求訴訟の判決について、都市計画部住宅政策課提出の資料により御説明いたします。

本件は、令和4年第2回定例会におきまして専決処分をいたしました、市営住宅の明渡し及び家賃相当額等の支払いを求めることについて、水戸地方裁判所へ訴えを提起したところ、判決が確定しましたので報告するものです。

の居住者に対しまして、当該市営住宅の建物を明け渡すこと、明渡し済みに至るまでの家賃相当額を支払うこと、また、訴訟費用を負担することの3点についての判決と仮処分の宣言を求めたものであります。

判決の内容でございますが、原告であります水戸市の請求が全て認められたというものになってございます。

詳細につきましては資料記載のとおりでございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

また、現在の状況でございますが、判決後、申立て期間が経過しておりまして、確定したという形になってございます。現在は、相手方に対しまして、住宅の明渡しを求めているところでございます。

また、現在明渡しを求めているわけなんです、明渡しが行われなかった場合につきましては、水戸地方裁判所に強制執行の申立てを行い、その後、裁判所の執行官により、相手方に対して強制執行を実施するというような手続を進めてまいりたいと考えてございます。

説明は以上になります。

○綿引委員長 それでは、この内容につきまして、何か御質問等がございましたら発言をお願いいたします。

中庭委員。

○中庭委員 幾つか質問したいと思うんですけども、一つは、この判決を見ると、滞納額が346万円と書いてありました。かなりの高額だと思うんですけども、今回この方は、市県民税の未申告のために最高額になったのか。要するに、家賃の支払い額が最高額になった原因としては、未申告があったためなのか、どうだったのかお答えいただきたい。

○綿引委員長 砂川課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

今回の居住者については、未申告でございました。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、未申告だというと、実際は、例えば100万円とか、あるいは150万円だとかという家賃が、未申告によって最高額家賃として計算されてしまって、払いようがなくなってしまうという場合があるんですけれども、そのことについては、今の話では未申告だから、現実的に実際の家賃というのはどのぐらいの未納額になっているんですか。計算したことはあるんですか。

やっぱり大事なことだと思うんですね。やっぱり条例上、申告しない方については最高額の家賃を賦課するというやり方になっているので、これは、実際どのぐらいの家賃になっているのか分かれば教えていただきたい。

○綿引委員長 砂川課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

実際この方、未申告であったために収入のほうが想定されないので、正確な家賃というものは出ないのですが、一般的に市営住宅に住んでいる方、1分位という一番安い方が多い中ですと、現在2万1,000円ほどかかっているんですけれども、大体7割ぐらいの金額になるのかなと思います。

以上です。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、300万円にはならないということですね。

そして、さらに同時に、普通生活に困っていれば、家賃の減免制度の適用となるわけですね。そうすると4分の1になる。要するに、非課税の場合は4分の1になるという制度がありますけれども、これが適用されれば、346万円のうち7割だというと大体250万円で、家賃の減免が実施されていけば、60万円ぐらいで済んだと思うんですけれども、そういう家賃の減免とか未申告をなくすかということも、私は、やっぱり家賃の滞納を生まないためにも大事だと思うので、ぜひこれは市のほうで努力して、払える家賃にしていただきたいと思いますというふうに思うんです。

それから、この方は、連帯保証人はいらっしゃるんですか。

○綿引委員長 砂川課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

今回の方については、連帯保証人がいないという形になってございます。

以上です。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 じゃ、連帯保証人は亡くなって、いないということなんですね。

○綿引委員長 砂川課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問に追加で御説明いたします。

今回対象の方は、もともと名義人ではなく不正に入居した方ございまして、連帯保証人の制度に対応できないという部分がございます。

以上です。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 じゃ、結局、しょうがなく入居した方だということなんですね。

これについて、やっぱり、ある程度事前に察知して、やっぱりきちんとした、例えば退居してもらうとか、ちゃんと入居の手続を行ってもらおうということも、これはどうだったんですか。これまでの話合いの中では、それから裁判の中では、どんなふうな経過だったのかお答えいただきたい。

○綿引委員長 砂川課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

この方につきましては、滞納がかさんだ以降、毎月自宅に訪問するですとか、文書での案内等はさせていただいたんですが、反応がなかったということで、ここまで来てしまったという形になってございます。

以上です。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 分かりました。

それと、この方は、今後は退居しなければ強制執行するということなんですよ。そうすると、過去の例なんかでも、強制執行されたために住宅から追い出されて車上生活をしていたと、ホームレスになってしまったという例もあったんですけども、その点では、今回どのような対応、強制執行する場合の対応の仕方なんかも含めて、よく話し合っていくべきだと思うんですけども、その点はいかがでしょう。

○綿引委員長 砂川課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

当然、住宅の確保は重要なことだと思っておりますので、その部分については、お話し合いをしながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 使用料ですから、当然判決は妥当だと思っております。

そうするというと、この三百数十万円のお金というのは、いつまでに払えという、その期日というのはあるんですか。それで、それまでに払わなかった場合には強制執行をかけるということなんだけれども、強制執行の場合は、これは未納のまま、払わないまま、強制執行というふうになってしまうのか。そうするというと、水戸市のほうでは、その分の家賃がもらえなくてもいいのかと。その辺は、どんなふうに解釈したらいいんでしょうかね。

○綿引委員長 砂川課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

今回、判決のほうで、明渡しもできるということですので、明渡しのほうを進めたいと考えてございます。

家賃については、当然回収すべきものと考えておまして、退居後も協議をしながら、家賃を分納していただくなり、何かしらの方法で確保していきたいと考えてございます。

以上です。

○綿引委員長 執行の期日は。

○砂川住宅政策課長 すみません、明渡しの期日は9月30日というふうに設定しております、基本的にはそのときに一括での支払いということで、現在は相手にはお話しさせていただいております。

以上です。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 そうすると、9月30日、強制執行。そうしたら、来月末だよ。そのお金を分割で払っていくということは、強制執行でどこかへ出ちゃったらば、どうなんだ、それ。どこか行っちゃって、住所が分からなくなっちゃったら。

分納というお話もありましたけれども、私は一括全部払っていただいて、そして速やかに出ていただく、明渡しをしていただくというのが、本来の姿だというふうに思うんですけども、その辺がちょっと何か甘いという感じがするんですけども、いかがなんでしょうか。

○綿引委員長 砂川課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えします。

本来の形は、やはり松本委員が今おっしゃったとおりであるとは考えておるんですが、相手方があくまでも低所得者という形でございますので、明渡し後に協議しまして、分割での納付以外には確保できないのではないかと、現実的にはそう考えてございます。

以上です。

○綿引委員長 よろしいですか。

鈴木委員。

○鈴木委員 今お聞きしたその方というのは、もともとの名義人ではない方がそこに住まれているということで、ある意味不正なわけですよ。

346万円ですか、すごい金額。いろいろ延滞金とかも入っていると思うんですけども、ほかにもこういう方がいらっしゃるかなと思うんですね。

もともと公営住宅というのは、福祉目的で建てられた建物ですし、過去には本当に、量的サービスをするということでたくさん建てられて、今は建て替えとか、そういうきれいな建物が、本当に民間では考えられないような金額で入られている新しい市営住宅なわけですよ。

やっぱりこういった方への防止策——高い建設費で建物を建てているわけですし、やはりこういったことをできる限りなくしていくための、従来どおりの管理方法ではなくて、やはりそこは考えていかないといけないんじゃないかなと。やっぱり不正は不正ですから。きちっと払っている方もたくさんいらっしゃるわけですし、その辺のところをどういうふうに考えていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

○綿引委員長 砂川課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの鈴木委員の御質問にお答えいたします。

委員がおっしゃるとおり、入居者の平等、公平性ということを考えれば、当然、家賃のほうはしっかり頂いていくということが重要なものであると考えています。

また令和2年から、保証人がなくても住めるような住宅ということで、現在御案内しておりますので、令

和2年度以降に入居された方につきましては、3か月以内での完納を目指して、現在指導しているというところでございます。

ただ、古くから入居している方で、連帯保証人がいる方につきましては、そういったことも踏まえて、若干長期での指導になっているということもございます。

以上です。

○綿引委員長 そのほか、ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、次に、松本委員から発言の申出がありましたので、御発言を願います。

松本委員。

○松本委員 じゃ、その他でいいんですね。

あれ、もう何年になるのかな。六、七年、もつとなるのかな。

笠原の幹線市道14号線というのかな、笠原中のほうから東野町のセブンイレブンに行くところは分かりますか。そこの左側の逆川に面したところの山林が、何か今、開発か何かでもって伐採されているんだけど、あそこには法定外道路というのがあるんだけど、手前の部分は法定外道路だからセットバックしなくていいと。反対側をもし私が買ったらどうするんだと。そうしたら、それはセットバックしていただく。そうしたら、4メートルにならないわけだね。

だから、今回の開発に、どこの会社がやっているんだか分かりませんが、やはりこれも地元の人から私もまた言われたものですから、申請が出て、もう許可が下りているんだと思うんですよ。工事をやっているんですから。だからあれ、担当は違いますけれども、大きい立ち木なんかを伐採する場合は農政課か何かのほうに許可の届出とか、そういう制度もありますよね。多分あるような気がするんだ。

そういう手続を全部踏んで、これは都市計画部の井原課長さんのほうかな。許可を下ろしているんでしょう、もちろん。やっているんだから。その内容について、ちょっと聞かせていただきたい。

どういう内容で、道路部分はどんなふうになって、だから前にも言ったように、あれは昔は陸前浜街道、殿様が通ったところの幹線道路だったんです、昔はね。これ今、幹線市道16号線になっていますけれども。

だから、いずれはあそこは、やっぱり逆川の橋なんかも広げて、車が通れるように私はなるだろうとおっしゃるんですけど、手前の開発はセットバックしなくていいと、当時の都市計画部のある副部長さんがそういうことを言った。

だから、今回はここに、法定外道路があるんだけど、これの扱いというのは、許可を下ろす時点での内容をちょっと聞かせていただきたい。

○綿引委員長 井原建築指導課長。

○井原建築指導課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

まず、開発行為の許可を受けております住宅地の分譲の計画に対して許可をしております。令和4年8月3日付第114号で、水戸市のほうで許可をしております。

先ほどおっしゃられた森林の伐採につきましては、開発の区域の中に県の地域森林計画の対象民有林というものが一部含まれておりましたので、森林法に基づいて、伐採の事前の届出を水戸市の農政課になされて

いるということをまず確認いたしました。必要な手続がなされた末に、現在の造成工事が始まっている状況でございます。

先ほど申し上げました開発行為の許可の内容ですけれども、委員がおっしゃられたように、区域の北側に法定外の道路、認定外道路が幅員1.8メートルのものがございます。建築基準法上は、中心から2メートルのセットバックの義務のない道路でございまして、先ほど委員もおっしゃられていましたが、数年前に北側の開発行為のときには義務がないところだったということもございまして、セットバックはなされておられません。

ただ、今回の計画のほうにつきましては、やはり同様に義務はないんですけれども、事業者のほうに協力を求めまして、任意に、何とか中心から2メートル、計画地側に後退するような形を取っていただきまして、それに対して許可をしたということになります。

そうしますと、1.8メートルの道路に、中心から2メートルですので、横に1.1メートル広がることになりまして、都合2.9メートルの幅員ということにはなりますが、そのようなお願いをいたしまして、許可をしたという状況でございます。

以上でございます。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 そうすると、要するに、今説明を受けましたけれども、片方だけは、芯から2メートル、1.1メートルと下がっているね。そうすると、2.9メートルの道路がそこに残っているということになりますね。

この開発する業者というのは、手前に行われた業者と、今やろうとしている業者というのは違うんですか。これ、ばらばら。どこの業者さんなの。

○綿引委員長 井原課長。

○井原建築指導課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

その認定外道路を挟んで北側、南側、ともに同じ事業主でございまして、株式会社エムズエステートが事業主でございます。

以上でございます。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 そうしたならば、開発するのに、この2.9メートルの道路は、全く開発に関係ない、別な道路を取り付けるということになるんですか。どうなんですか。

そうすると、これ永久的に、ここはいずれは、私は市道になるべき道だと思っていました。ですから、あそこを通っていったほうが、幹線市道16号線を通るよりも近道だし、交通量もないから、昔はその道ばかり通っていたんですよ。

だから、昔は殿様が通った陸前浜街道だから、代わりに御成という橋がついていたわけです。それなんかも取り壊されちゃったけれども。そうするとこれ、どうなんですか、将来この2.9メートルというのは、同じ業者ならば、手前は下がらなかったんだから、この次のところ、下がっていただくというようなお願いというのはできないの、これ。2.9メートルじゃなくて、あと1.1メートルで4メートルですね。

開発行為を下ろすときに、そういうお願いというのは全然していないということになるわけですね。お願いしたけれども駄目だったのか。それなら、開発行為の道路というのは、どこにどういうふうにつけるの。この道路は全く関係なくて、確認は取れると。何棟ぐらいできるの、あそこの区画数は。

○綿引委員長 井原課長。

○井原建築指導課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

今回の計画のごさいました区域の中に、開発行為によって道路を築造することになります。

入口は西側の幹線市道14号線から東に道路を入れまして、アルファベットのPの字を思い描いていただくと分かりやすいと思うんですが、中でぐるっと1周できるような道路を築造しまして、22区画の分譲地がございますが、22区画いずれの区画も、その開発行為で取り付けた道路から出入りする計画となっております。

以上でございます。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 今度の開発する土地の中に、新たに6メートルの道路をつけていくということ。それはそれでいいと思うんですけども、この2.9メートルの道路というのは、どういうふうになっちゃうのか。今は水戸市のものでしょうか。農道を水戸市に移譲されているわけだから、水戸市の土地になるわけよね。その1.1メートルのセットバック部分の名義というのは誰の名義になるの。

○綿引委員長 井原課長。

○井原建築指導課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

今回の開発行為の区域北側にある認定外道路の東側、大体3分の1の部分が、開発行為の区域が直接接している部分でございまして、その中心から2メートル下がっていただく計画になっておりまして、1.1メートル下がったところにつきましては、開発行為が完了後、帰属を受けて、水戸市の名義とするということになっております。

以上でございます。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 だから、こういう問題が来るよと前に私は言っておったんだよ。

ただ、それを受けても、2.9メートルの道路じゃ認定も何もできないでしょうよ。そうでしょう。認定はできるんだ。できる。そうしたらば、4メートル未満の道路を1.8メートルでもって認定をしていくということになりますね。

そうすると、担当は今度はこっち、建設部のほうになっちゃうんだけれども、誰よ、上田課長さんか。そういう部分で認定というのはあり得るんですか。

○綿引委員長 上田課長。

○上田建設部技監兼建設計画課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

今おっしゃられた、都合2.9メートルの法定外道路ということになるんですが、その道路については、市道認定する道路としての該当にはならないということで、引き続き法定外道路として、市のほうで管理をしていくこととなります。

以上でございます。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 そうすると、この道路の管理というのは誰がやるの。道路管理課のほうやるの。あるいはまた、行政財産じゃなくて普通財産なの。その部分の今後の管理というのはどうするのよ。

○綿引委員長 上田課長。

○上田建設部技監兼建設計画課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

開発行為に伴って帰属を受けることとなりますので、道路管理課のほうで帰属を受ける行政財産となります。なので、道路管理課のほうで管理をしていくということになるのですが、市道認定というお話になりますと、それは条件的にできないような路線となっております。

以上でございます。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 しつこいようで申し訳ないんだけど、そうしたら、井原課長さんね、3分の2と言ったんだっけか。逆川のほうに山林がずっと。そうすると、残された土地というのは、永久的に死んじゃうことになると思うの。どうにもならないでしょう。その土地を残された地主さんは。

全部開発されていたら別だよ。3分の1とか2とか、先ほど言ったでしょう。そうしたら、残された地主さんというのは、どれだけ残すんだか分からないけれども、結局、これも永久的に活用ができない、エリア指定の中の活用ができない土地になってしまうと、こういうことになっちゃうんですか。

だから、今回の開発が同じ業者ならば、逆川の橋のところまで下がっていただいて、そして認定するのが筋じゃないですか、と私は思います。

○綿引委員長 そういったことは可能ですか。

井原課長。

○井原建築指導課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

一部、開発の区域に含まれていない土地がございますが、先ほど申し上げました新たに築造する開発行為の道路からの出入りも、将来的には見越せるような形で残っておりますので、出入りができなくなるという可能性につきましては、開発行為の新しく入れた道路をうまく活用することで、出入りのほうはできるようになると見込まれます。

以上でございます。

○松本委員 こういう問題が将来必ず来ると、私は前に言っていたの。手前もセットバックしてもらって、あっちにもセットバックしてもらえば4メートルが残るんだから、認定は後からできるわけよ。後の祭りだけれども。

○綿引委員長 松本委員、御意見ということでよろしいですか。

ただいまの件について、何か御質問等がありましたら、発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、次に、中庭委員から発言の申出がありましたので、発言を願います。

中庭委員。

○中庭委員 実は、先日なんですけれども、水道料金の滞納のために水道が止められることになってしまうということで、このままでは料理もできない、そしてトイレも使えなくなってしまう、風呂にも入れなくなってしまうということで、何とかならないかという相談がありました。

この方は母子家庭の方で、なかなか生活が大変ということもありまして、何とかならないかということで、水道部のほうに私もちょっと聞いてきたんです。どういう条件の下で水道というのは止められるのか、どうしたら止められないようにすることができるのか、その件についてお聞きしたんですけれども、基本的には、水道料金を払ってもらわないと開けることはできないんだと。その場合、分納もあるけれども、分納もきちんと納めてもらうということも含めてやっていただきたいということでした。

そこでちょっとお尋ねしたいんですけれども、水戸市の場合、どのぐらい滞納したら給水停止になるのかというのが1点です。

そして、昨年度の給水停止予告書が発送された件数って、何件ぐらいあるのかお答えいただきたいと思います。その2点について、まず質問したいと思います。

○綿引委員長 梶山参事兼経理課長。

○梶山水道部参事兼経理課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

給水停止に至る過程で、どれくらい滞納したらというような御質問が1点目にございました。

給水停止を行うに当たりましては、未納となりました回数で現在給水停止を行っていきまして、2回未納になりますと停水の対象となります。

停水の対象になりますと、私どものほうから電話とか訪問をしまして、停水になってしまうのでお支払いをお願いしたり、あとは分納のお話をさせていただいております。

そういったものを私どもで行うんですが、それに対応できない、相談にも乗っていただけない、お会いできないというような方には、給水停止を執行する対象となりますという予告書を送付させていただいております。まして、令和3年度の実績で申しますと、1万4,529戸に予告書を送付しております。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 水戸市のいわゆる給水件数、戸数って、何戸ぐらいあるんですかね。

○綿引委員長 梶山課長。

○梶山水道部参事兼経理課長 すみません、令和3年度の実数については、ちょっと今手持ちにないんですが、令和2年度の実績でいいますと、13万6,000戸弱になっております。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、約1割に近い方が滞納になってしまって、1万4,000件の停水予告書が送られたということですよ。

実は、なぜこの問題を私も取り上げるかということ、実は3年前でしたか、冬だったんですけれども、見川5丁目の桜川団地で、水道も止められ、電気も止められて、そして餓死してしまったと、孤独死してしまったという方がいらっしゃるんですよ。

ですから、やっぱり今、コロナ禍で暮らしが大変という中で、営業も大変という中で、水道を止められる人がいては、生活ができないということになってしまうと思うんですけれども、実際、給水停止になった件

数というのは、どのぐらいあるのかお答えいただきたい。

○綿引委員長 梶山課長。

○梶山水道部参事兼経理課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

令和3年度の実績で申しますと、実際に給水停止を行った件数につきましては、1,971戸でございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、予告書の中で実際止められたのは、1割以上が止められてしまったということなんですよね。

その場合、例えば、今収入がない、例えば売上げが減ってしまって、水道料金が払えないという場合に、お金を分納しなければ、分納誓約をしなければ水道が使えないという形になっているんですか。どんなふうな形で水戸市は給水停止をしているのか、お答えいただきたい。

○綿引委員長 梶山課長。

○梶山水道部参事兼経理課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

実際に給水停止をしますと、利用者の方から、水がやっぱり止まっているよというような連絡をいただきます。

私どものほうでは、原則、未納額につきましては、全額お支払いをいただきたいというのが基本スタンスでございますが、生活に困窮している方につきましては、それも難しいというようなことであれば、個々の生活状況ですとか、事業者であれば営業の状況のほうをお話いただきまして、どういった形で分納しているかというようなお話をした上で、納付書の計画をつくって、それでもって停水を解除していくというようなことでございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、要するに分納しなければ、お金を払わなければ、停止をやめない。要するに停止しますよね。そのときに、例えばこちらから水道部に連絡をして、どうすれば開けてもらえますかという場合に、お金を実際払わなくても、分納という約束ができれば開くということなんですか。どうなんですか、それは。

○綿引委員長 梶山課長。

○梶山水道部参事兼経理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

そうですね、委員がお話いただいたように、今、現時点でお金がないので、分納をこういう形でしていくというような約束でもって、水道のほうは開栓をしていきます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 それが非常に大事なことだと思うんですよね。

やっぱり今コロナ禍で、水戸市でも給付金を支給していますよね。売上げが30%、40%減ったと、なかなか支払いが大変だという商店の方もいらっしゃるし、そしてまた、失業してしまって、とても払えないという方もいらっしゃると思うんですよね。そういう人たちに対して、私はやっぱり憲法25条で保障された生存権を守るためにも、そういう方については配慮をするということが必要だと思うんですけれども。

もう一つは、生活保護世帯でも、給水停止になったケースってあるんですかね。

○綿引委員長 梶山課長。

○梶山水道部参事兼経理課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

こちら令和3年度の実績でございますが、給水停止を行いました生活保護世帯は7戸ございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、生活保護の世帯でも、水道料金を滞納すれば停止になってしまうということなんですね。そうすると、例えば生活保護費というのは、憲法25条の問題と同時に、その方に生活保護を受けていただいて、水戸市が保護しているという方ですよ。その方に対して給水を停止するというのは、私は問題じゃないかと思うんですけども、いかがですか。

○綿引委員長 梶山課長。

○梶山水道部参事兼経理課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えをいたします。

生活保護世帯におきまして、給水停止はいかがというような話でございますが、保護費の中に光熱水費等を含めての支給になっておりますので、水道料金の支払いは可能であるというふうに私どもは考えてございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 生活保護費というのは、大体月初めに支給されるわけですよ。それが何らかの事情で水道料金を払えないという中で、例えば月末になった場合に、お金を払いたくても払えないということで給水停止になってしまったと。例えば25日に給水停止の予告書が来て、25日から止めますというふうになった場合、実際に生活保護費が出るのは5日ですよ。そうすると、その間水が使えないということになるんですか。

○綿引委員長 梶山課長。

○梶山水道部参事兼経理課長 ただいまの御質問にお答えをいたします。

先ほども、納付の相談で開栓をしますというようなお答えをさせていただきました。ですので、例えば月末に給水停止になった場合におきましても、5日に保護費が支給されるので、そのときをもって支払いますという約束をしていただければ、私どものほうは開栓をして、5日以降の日に料金のお支払いをしていただくと、そういうような形での対応となります。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 分かりました。

私はやっぱり、これも以前に質問したことがありますけれども、栃木県の宇都宮市の夫婦が、水道を停止されてしまって、結局餓死してしまったという方がいらっしゃいました。ですから、そういうことのないように、生活困窮者については給水停止そのものをやめるようお願いしたいと。

県内でも給水停止をしていない市町村もあると私は聞いているんですけども、そういうことを調べたことはあるんですか。

○綿引委員長 梶山課長。

○梶山水道部参事兼経理課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えをいたします。

私どもは、水道料金でもって独立採算制で事業を行っている事業でございますので、皆様がお使いになった分をきちんとお支払いをしていただくということが、まず大前提で事業を行っております。

水道料金の支払いにつきましては、これは各事業体で水道料金の算定をして、事業を実施しております。私どもとしては、きちんと支払いをしていただければ、水道使用をどんどんしていただきたいというような立場でございます。

水道の支払いをしなくていいというようなスタンスでは、ちょっと事業は成り立たないので、私どもは、そのお支払いをしていただくための一つの手段として、事前に納付相談とかを行って、少しずつでもというように形で、どうしても支払いいただけない方に対して、やむを得ず給水停止というような対応を取らせていただいております。

水戸市としては、給水停止もやむを得ないというような形での対応となっておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○**綿引委員長** 中庭委員。

○**中庭委員** その点では理解できないですね。

だって、水戸市は余っている水を買っているわけですよ。今年は10万人以上も給水余力があるのに、余っているのに、しかし県から、毎年毎年1億4,000万円もかけて余った水を買っている……

○**綿引委員長** 中庭委員、通告からちょっと外れておりますので、簡潔にお願いいたします。

○**中庭委員** そういふところこそ改めて、やっぱり水というのは生活にとって必要不可欠なものですから、ぜひ給水停止をやめていただきたいというふうに思います。

以上です。

○**綿引委員長** ただいまの件について、何か御質問等がございましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**綿引委員長** ないようですので、次に、この際、特に執行部より発言を求められておりますので、これを許します。

鶴井公園緑地課長。

○**鶴井公園緑地課長** 公園緑地課でございます。よろしくお願いいたします。

お配りした資料によりまして、千波湖導水について御報告いたします。

資料は2ページございますが、2枚目は参考資料でございますので、御説明は省略させていただきますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

それでは御説明いたしますので、1枚目を御覧願います。

桜川（千波湖）への試験通水についてと題しまして、1、今回の試験通水の目的でございますが、このたび、千波湖導水施設が概成したことに伴いまして、最大導水量である毎秒3トンの水を千波湖に初めて流せることになりました。そのため、施設の機能確認と水質浄化の効果を検証するために試験通水を実施いたします。

2の試験通水の実施期間ですが、1回目を8月16日から28日までの13日間行いまして、通水停止後の検証期間として7日間を空けまして、2回目を9月5日から16日までの12日間で行うこととなっております。

りまして、今回の試験通水で得られた各種データを基に、今後の通水について決定していく予定となっております。

3の試験通水の概要につきましては、大きく分類しますと2つございまして、1つ目は、那珂川からの導水後の桜川（千波湖）の水質の変化具合を確認いたします。これにつきましては、国と県、水戸市で実施いたします。

2つ目として、桜川の取水堰から千波湖に桜川の水を導水する千波湖導水施設についての機能を確認いたします。こちらは、茨城県と水戸市で実施することになります。

御報告は以上でございます。

なお、本件につきましては、本日中に国のほうからメディアに公表する予定だというふうに伺っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○綿引委員長 それでは、この内容につきまして、何か御質問等がございましたら、発言を願います。

中庭委員。

○中庭委員 桜川の導水なんですけれども、那珂川からの導水なんですけれども、これは那珂川から導水をして、そして赤塚駅の地下を通過して、そして桜川までということですね。その水を使って、さらに千波湖に導入するということなんです。ちょっとその辺を確認したいんですけれども、いかがですか。

○綿引委員長 鶴井課長。

○鶴井公園緑地課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

委員がおっしゃったように、那珂川から赤塚駅の辺りを地下で、霞ヶ浦導水というのがつながっておりまして、桜川市民センター近くにその出口となります機場がございます。那珂川からの水をそこから桜川に流しまして、その水を桜川から千波湖側に引き込むという水の流れになってございます。

以上でございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 導水事業というのは今でもやっていますよね。それとの関係はどうなんですか。例えば田植時期になるといって、那珂川からくみ上げて桜川に落とすというのをやっていますけれども、流れとしてはそれと同じことなんですか。

○綿引委員長 鶴井課長。

○鶴井公園緑地課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

今回、桜川から千波湖へ導水するのが3トンになるのが初めてでございます。

以上でございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 3トンというのは聞いていましたけれども、今までは何トンだったんですか。

○綿引委員長 鶴井課長。

○鶴井公園緑地課長 ただいまの委員の御質問にお答えします。

今までは、桜川自体には3トン落ちていたんですが、千波湖へは1.4トンしか入っていない状態ござ

いました。

以上でございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 桜川に落とすところまでは3トンなんだけれども、そこから先が、これまでの工事の関係で広がっていくということですね。そして、千波湖へ流れ込むということなんですけれども、導水するところの近くに緑岡団地ってありますよね。あそこに遊水地がありますね。あれ、遊水地を使っていくんですか、これ。どうなんです。遊水地を使って、そこに導水をしていくというやり方を取っているんですか。もう一度確認したい。

○綿引委員長 鶴井課長。

○鶴井公園緑地課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

緑岡住宅の裏を使うかという御質問だったと思うんですが、正確には、桜川から取水するのは、好文橋の北側600メートルぐらいのところ、桜川の取水ゲートを新しく造っておりまして、そこから調整池のほうに流して、狭間川のほうにつないでございます。

以上でございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 その辺をどういうルートを使ってやるのか、この地図では書いていないんだよね。皆さんもお手元にありますけれども、③の千波湖がありますけれども、ここがよく分かるような、どんなふうここから流れていくのか分かるようなレイアウト、地図を次回出していただければありがたいと思います。

○綿引委員長 どうしますか、資料請求を求めますか。

〔「資料は要らないよ」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 じゃ、個別で対応を。

○中庭委員 お願いいたします。

○綿引委員長 この内容について、ほかに御質問等がございますでしょうか。

鈴木委員。

○鈴木委員 今回、毎秒3トンということで千波湖に入っていくわけですが、入っていく様子とか、また、今度は増えた水が桜川に戻っていく、それは目視とか何か、どういうふうに見ていかれるんでしょうか。ちょっとお聞きしたい。

○綿引委員長 鶴井課長。

○鶴井公園緑地課長 ただいまの鈴木委員の御質問にお答えします。

千波湖への流入は、ちょうど黄門像の東側に新しくゲートを設置してございます。そのゲートからメインが入ってくるわけなんですけれども、そこから見ていただくと、千波湖のちょっとよどんでしまった水の中に、新しい水が黒くとうとうと流れる様子が目視でも確認できると思いますので、ぜひ御覧になっていただければと思います。

それから、出口なんです、出口は千波大橋側に、もともと一つ桜川に抜ける排水ゲートがあったんですが、2年ぐらい前にもう一つ新設をしまして、その2つの排水ゲートを使いまして、今度は千波湖に入った

3 トンを桜川に流すという仕組みでございますので、そちらも御覧になることができます。

以上でございます。

○綿引委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 分かりました。

今までの1.4トンも同じゲートを使って……そのゲートは新しく今回できたんですかね。ごめんなさい、ちょっともう一度確認です。

○綿引委員長 鶴井課長。

○鶴井公園緑地課長 ただいまの鈴木委員の御質問にお答えします。

今までの1.4トンといいますのは、主に今、西側有料駐車場の後ろ側に3面ゲートの排水路がございます。そこを走って、皿池を介して千波湖に流れておりました。それは今までどおり、1.4トンは使います。先ほど御説明した新しい黄門像のゲートのほうは1.6トンを分担しておまして、既存の1.4トンと新しい1.6トンのあわせて3トンということでございます。

以上でございます。

○綿引委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 分かりました。

その1.4トンの水を千波湖に通水していたことで、結果的には、やっぱり水質は浄化されていったんですかね。どうだったんでしょうか。

○綿引委員長 鶴井課長。

○鶴井公園緑地課長 ただいまの鈴木委員の御質問にお答えいたします。

やはり水を入れればきれいになるということがデータからも分かってございます。ですので、1.4トンでも効果はあったんですが、3トンだとさらによくなるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○綿引委員長 よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、以上をもちまして、本日の建設企業委員会を散会いたします。

お疲れさまでございました。

午前10時57分 散会